

## 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案要綱案

### 第一 定義

一 この法律において「民間中心市街地商業活性化事業」とは、中心市街地における商業の活性化を促進するために行う次に掲げる事業であつて、民間事業者が行うものをいうものとする。

1 展示会の開催その他の顧客の増加に寄与する事業を支援する事業

2 小売業の業務を行う者の経営の効率化に寄与する研修その他の事業

二 この法律において「中心市街地特例通訳案内士育成等事業」とは、通訳案内士と連携して外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応し、中心市街地における経済活力の向上を図るため、中心市街地特例通訳案内士の育成、確保及び活用を図る事業をいうものとする。

三 この法律において「特定民間中心市街地経済活力向上事業」とは、中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指した中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業及び都市型新事業を実施する相当数の企業等が利用するための施設を整備する事業であつて、民間事業者が行うものをいうものとする。

第二 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針

一 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針に、次の記載事項を追加すること。

1 中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

2 特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標の設定に関する事項  
(第八条関係)

第三 中心市街地の活性化に関する施策を一体的に推進するための基本的な計画の認定等

一 基本計画に、次の記載事項を追加すること。

1 民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

2 中心市街地の活性化に寄与し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものの設置(道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって、当該設置に伴い必要となるものが併

せて講じられるものに限る。)であつて、道路の占用の許可に係るものに関する事項

二 基本計画は、都市計画及び都市計画法に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する地域公共交通総合連携計画との調和が保たれたものでなければならぬものとする。

三 市町村は、一の2の事項を定めようとするときは、あらかじめ、道路の占用の許可の権限を有する道路管理者及び都道府県公安委員会の同意を得なければならないものとする。

四 市町村は、計画の認定の申請に当たっては、中心市街地において実施し又はその実施を促進しようとする中心市街地の活性化に係る事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)の規定の解釈について、関係行政機関の長に対し、その確認を求めることが出来るものとする。この場合において、関係行政機関の長は、速やかに回答しなければならないものとする。

(第九条関係)

#### 第四 通訳案内士法の特例

市町村が、中心市街地特例通訳案内士育成等事業を定めた基本計画の認定を受けた場合において、当該

認定の日以後の当該中心市街地特例通訳案内士育成等事業に係る中心市街地特例通訳案内士について適用される通訳案内士法の特例及び所要の規定を設けること。  
(第三十六条関係)

#### 第五 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化・都市型新事業立地促進業務

一 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)の業務に係る規定のうち、認定中心市街地において、施設の整備及び管理の事業を行う者に対し、その事業に必要な資金の出資を行い、又は出資を行った当該者の委託を受けてこれらの施設の整備若しくは賃貸その他の事業を行う業務の規定を削ること。

二 認定中心市街地における商業の活性化を促進するため、展示会の開催その他の顧客の増加に寄与する事業を支援する事業及び研修その他の小売業の業務を行う者の経営の効率化に寄与する事業であつて、認定中心市街地における商業の活性化に資するものに必要な資金の出資を行う業務の規定を削ること。

(第三十九条関係)

#### 第六 道路の占用の特例

第三の認定を受けた基本計画(以下「認定基本計画」という。)において定められた中心市街地(以下

「認定中心市街地」という。）の区域内の道路の道路管理者は、認定基本計画の計画期間内に限り、道路法に規定する道路の占用の許可基準にかかわらず、認定基本計画に記載された第三の一の二の事項に係る施設等のための道路の占用について、道路の占用の許可を与えることができるものとする道路法の特例及び所要の規定を設けること。

（第四十一条関係）

#### 第七 民間中心市街地商業活性化事業計画の認定等

一 民間中心市街地商業活性化事業（認定基本計画に記載されたものに限る。）を実施しようとする者は、単独で又は共同して、中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）における協議を経て、民間中心市街地商業活性化事業計画を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができるものとする。

二 経済産業大臣は、認定の申請があつた場合において、その民間中心市街地商業活性化事業計画が基本方針の内容に照らして適切なものであること等の要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

三 第七の二の認定を受けた民間中心市街地商業活性化事業計画（以下「認定民間中心市街地商業活性化

事業計画」とする。)の変更の認定、認定の取消し等について規定すること。

(第四十二条及び第四十三条関係)

#### 第八 機構の行う協力業務

機構は、第七の二の認定を受けた者である中小企業者の依頼に応じて、その行う民間中心市街地商業活性化事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行うものとする。 (第四十四条関係)

#### 第九 中小企業投資育成株式会社の特例

中小企業投資育成株式会社は、中小企業者が認定民間中心市街地商業活性化事業計画に従って民間中心市街地商業活性化事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有等の事業を行うことができるものとする。

(第四十五条関係)

#### 第十 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定等

一 特定民間中心市街地経済活力向上事業(認定基本計画に記載されたものに限る。)を実施しようとする者は、単独で又は共同して、協議会における協議を経て、特定民間中心市街地経済活力向上事業計画

を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができるものとする。

二 経済産業大臣は、認定の申請があつた場合において、その特定民間中心市街地経済活力向上事業計画が基本方針の内容に照らして適切なものであること等の要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

三 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画を認定するにあつて、第十三の大規模小売店舗立地法の特例を受けて大規模小売店舗を設置しようとする場合において、経済産業大臣は当該大規模小売店舗の所在地の属する都道府県の知事に協議し、その同意を得なければならないものとする。都道府県は、当該協議があつたときは、公告及び縦覧の手続きを行うものとする。

四 第十の二の認定を受けた特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（以下「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」とする。）の変更の認定、認定の取消し等について規定すること。

（第五十条及び第五十一条関係）

## 第十一 機構の行う経済活力向上業務

一 機構は、認定中心市街地における商業の活性化を促進するため、第十の二の認定を受けた者（以下「

認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者」という。)が認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に従って行う特定商業施設等整備事業に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入に係る債務の保証を行うものとする。

二 機構は、第三の認定を受けた市町村に対し、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者(中小企業者及び一般社団法人、一般財団法人その他の経済産業省令で定める者であるものに限る。)が認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に従って行う特定民間中心市街地経済活力向上事業を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金の一部の貸付けの業務を行うものとする。

(第五十二条関係)

## 第十二 中小企業信用保険法の特例

中小企業信用保険法に規定する保険関係であつて、中心市街地商業等活性化関連保証(同法に規定する債務の保証であつて、同法に規定する事業の実施に必要な資金債務の保証をいう。)を受けた中小企業者に係るものについて、特別枠の設定及び填補率の引上げ措置を講ずるものとする。

(第五十三条関係)

## 第十三 大規模小売店舗立地法の特例



一 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に記載された大規模小売店舗（以下「認定特例大規模小売店舗」という。）については、大規模小売店舗立地法に定める届出等の規定は、適用しないものとする。

二 認定特例大規模小売店舗を設置する者は、その認定特例大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該認定特例大規模小売店舗を維持し、及び運営するよう努めなければならないものとする。

三 認定特例大規模小売店舗において事業活動を行う小売業者は、当該認定特例大規模小売店舗を設置する者が前項の規定により適正な配慮を行おう当該認定特例大規模小売店舗の維持及び運営に協力するよう努めなければならないものとする。

（第五十八条関係）

#### 第十四 地方税の不均一課税に伴う措置

地方公共団体が不動産取得税又は固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、当該地方公共団体の基準財政収入額は、地方交付税法の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額のうち一定の額を当該地方公共団体の当該年度における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする

規定を削ること。

(改正前の中心市街地の活性化に関する法律第四十八条関係)

#### 第十五 罰則

罰則について所要の規定を設けること。

(第八十条から第八十六条関係)

#### 第十六 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

#### 第十七 附則

一 この法律の施行期日及び検討について必要な規定を設けること。

(附則第一条及び第二条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めること。

(附則第三条から第五条関係)

三 関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第六条から第二十二条関係)